

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮された世帯に対しては、これまで社会福祉協議会における緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付（以下「特例貸付」という。）や、住居確保給付金による支援が実施されています。

同感染症の長期化に伴い、特例貸付については、貸付の延長や再貸付など制度拡充が図られてきましたが、最長9箇月間の貸付終了後も、なお生活の立て直しに至っていない世帯もあります。

これらの世帯に対する支援を目的に、今般、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」（以下「自立支援金」という。）を支給することになりました。自立支援金の実施主体は各自治体であり、本市におきましても、7月1日からの事業実施に向けて、次のとおり対応してまいります。

### 1 事業の概要

#### (1) 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、生活に困窮しているが、貸付限度額に達しているなど特例貸付を利用できない世帯に対して、就労等による自立を支援することを目的に、自立支援金を支給する。

#### (2) 対象者

以下の要件のいずれにも該当する者

##### ア 再貸付終了時要件

特例貸付の再貸付を受けた者であって、自立支援金の申請日の属する月の前月までに最終借入月が到来、又は申請日の属する月が最終借入月であること等【再貸付が終了又は終了直前】

##### イ 生計維持要件

申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること【住居確保給付金の要件と同じ】

##### ウ 収入要件

申請日の属する月における、申請者及び当該申請者と同一世帯に属する者の収入の額を合算した額が、下表の額以下であること【住居確保給付金の要件と同じ】

世帯人数	基準額	住宅扶助基準額	収入要件額
1人	84,000円	40,000円	124,000円
2人	130,000円	48,000円	178,000円
3人	172,000円	52,000円	224,000円
4人	214,000円		266,000円
5人	255,000円		307,000円

## エ 資産要件

申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、下表の額以下であること【住居確保給付金の要件と同じ】

世帯人数	金融資産の額
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

## オ 求職活動要件

次のいずれかに該当する者であること

(ア) 公共職業安定所に求職の申込をし、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと。【住居確保給付金の要件と同じ】

- a 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- b 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
- c 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

(イ) 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること

※ 生活保護を申請してから受給するまでの生活資金として自立支援金の給付を受け、生活保護の受給が決定した後、生活保護費で調整を行う。

### (3) 支給月額

単身世帯：6万円，2人世帯：8万円，3人以上世帯：10万円

※ 住居確保給付金，ひとり親世帯臨時特別給付金，低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給可

### (4) 支給期間

3箇月

### (5) 申請期間

令和3年7月1日から8月31日まで

## 2 対象世帯数

約11,000世帯（総合支援資金特例貸付の再貸付を申請した世帯）

## 3 事業費の見込

19億8,000万円

※ 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金により全額国庫補助  
7月1日からの事業実施に向け、補正予算議案を提案予定

### (1) 自立支援金原資

17億2,300万円

※ 対象世帯数の7割に当たる約7,500世帯が受給することを想定

### (2) 事務費

2億5,700万円

※ 補正予算の成立までに必要な準備経費については、他事業からの流用等、既定経費により一時的に対応し、7月1日からの事業実施に備える。

## 4 実施手法等

### (1) 実施手法

受付及び審査事務等は**民間事業者への委託**により実施

### (2) 実施拠点

- ・ 電話対応や書類審査等を行うため、実施拠点として**コールセンター及び審査部門を設置**
- ・ 郵送方式による申請とするが、来庁者の対応ができるよう**市役所北庁舎8階に臨時ブースを設置**
- ・ **生活困窮者への支援が一体的に実施できるよう**、総合支援資金特例貸付や住居確保給付金にかかる問合せ等にも迅速に対応できる体制として、臨時ブースに**京都市社会福祉協議会「貸付・給付総合窓口」のサテライトを併設して連携を確保**

### (3) 対象世帯への周知

- ・ 6月下旬に、国が法令に基づき関係告示を改正・施行し、都道府県社会福祉協議会の再貸付情報を管内自治体に提供が可能となった後、**直ちに対象世帯に対して申請書を郵送するプッシュ型の個別申請勧奨を実施**
- ・ 京都市情報館へ掲載するとともに、各保健福祉センターにおいて周知チラシの配架及び制度案内を実施

## 5 今後のスケジュール

～6月下旬	委託業者との契約，実施拠点の執務環境整備に向けた準備 <b>補正予算を提案（予定）</b>
7月 1日	広報発表，対象者への申請書送付，コールセンター設置 北庁舎8階に来庁者用の臨時ブースを設置（～8月末） <b>自立支援金の申請受付を開始し，順次審査のうえ支給（3箇月間）</b>
8月31日	<b>申請受付期限</b>
11月中	自立支援金支給業務の終了